

「モバイルビジネス研究会」開催要綱（案）

1 背景・目的

移動通信市場においては、急速な技術革新やブロードバンド化・IP化により、固定・移動通信市場の統合（FMCサービス）、垂直統合型ビジネスモデルの普及等が進展し、従来の市場の枠を越えた事業展開へと移行しつつある。

このため、今後ユビキタスネットワーク化が進展する中、様々な事業領域のプレーヤーがwin-winの関係で新しいビジネスモデルを構築していくための方策を検討し、新たなモバイルビジネスの成長を通じた経済活性化や利用者利益の向上を図る観点から開催する。

2 名称

本研究会は、「モバイルビジネス研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3 検討事項

研究会は、以下の事項について検討する。

- (1) 市場環境（ネットワーク・市場構造）の変化を促す要素の検証
- (2) モバイルビジネスの活性化を通じた新市場創出策の検討
- (3) 市場環境の変化やモバイルビジネスの活性化を通じた新市場創出効果の検証
- (4) その他

4 構成及び運営

- (1) 研究会は、総合通信基盤局長の研究会として開催する。
- (2) 研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 研究会には座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は研究会構成員の互選により定め、座長代理は、研究会構成員の中から座長が指名する。
- (5) 研究会は、座長が招集し、主宰する。
- (6) 座長代理は、座長を補佐し、座長が不在のときは、その職務を代行する。
- (7) 座長は、必要に応じ関係事業者等に出席を求めることができる。
- (8) 研究会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者から意見を徴することができる。
- (9) 研究会の議事は、特段の事情がある場合を除き公開を原則とし、透明性の確保に努める。
- (10) その他、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

5 開催時期

研究会は、平成19年1月から平成19年9月までを目途として開催する。

6 庶務

研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課及びデータ通信課が行う。

「モバイルビジネス研究会」構成員

(敬称略・五十音順)

- いづか しゅういち
飯塚 周一 (情報流通ビジネス研究所所長)
- いしわた あきよし
石渡 昭好 (ガートナージャパン テレコムネットワーキング担当
主席アナリスト)
- きた しゅんいち
北 俊一 (野村総合研究所 上級コンサルタント)
- ごうだ やすまさ
合田 泰政 (メリルリンチ日本証券調査部マネージングディレクター
シニアアナリスト)
- さいとう ただお
齊藤 忠夫 (東京大学名誉教授)
- さとう はるまさ
佐藤 治正 (甲南大学経済学部教授)
- せんすい ふみお
泉水 文雄 (神戸大学法学部教授)
- たかはし のぶこ
高橋 伸子 (生活経済ジャーナリスト)
- はせがわ たかあき
長谷川 孝明 (埼玉大学大学院理工学研究科教授)
- ふじわら まりこ
藤原 まり子 (博報堂生活総合研究所客員研究員)